洞爺湖町指名競争入札参加者指名に係る町内業者及び準町内業者の認定基準

令和７年１月２３日

告示第２６号

（目的）

第１条　この基準は、町の洞爺湖町指名競争入札参加者指名基準運用方針において規定する町内業者及び準町内業者の認定基準を明確にすることで、入札等に参加する業者を公平かつ公正に選定することを目的とする。

（定義）

第２条　「町内業者」とは、洞爺湖町競争入札有資格者名簿に登録されたもの（以下、「登録業者」という。）のうち、常時契約を締結する事務所として町内に本店または本社等を有する業者をいう。

２　「準町内業者」とは、登録業者のうち、常時契約を締結する事務所として町内に支店等を有している業者をいう。

３　「町外業者」とは、登録業者のうち、常時契約を締結する事務所として町内に支店等を有していない業者、または常時契約を締結する事務所として町内に支店等を有している業者で、町内における営業年数が3年未満の業者をいう。

４　「常時契約を締結する事務所」とは、契約の見積、入札、契約締結等、契約の締結に係る一連の実態的な行為を行う事務所をいう。

５　建設工事にあって、「本店等」とは、建設業法の規定により許可を受けた「主たる営業所」をいう。

６　建設工事にあって、「支店等」とは、建設業法の規定により許可を受けた「その他の営業所」をいう。

（認定要件）

第３条　町内業者は、本店等において、町との契約締結について完結できなければならない。

２　準町内業者は、支店等において、町との契約締結について完結できなければならない。

３　前2項に定めるもののほか、町内業者及び準町内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

(1)　 町の指定する期日までに町内及び準町内業者認定申請書及び承諾書(別記様式)を提出していること。

(2)　法令等による許可が必要な業務にあっては、その許可を有していること。この場合において、法令等による許可が事務所ごとに必要な場合は、常時契約を締結する事務所において許可を有していること。

(3）　町内における営業年数が3年以上あること。ただし、町内業者で3年末満の場合は、準町内業者扱いとする。

(4)　次に掲げるとおり、町税の納税義務を果たしていること。

ア　法人にあっては、町内業者の場合、町内に本店等の法人登記がなされ、準町内業者の場合、町内に支店等が存在し、いずれも町に納付すべき法人町民税が発生し、かつ完納していること。

イ　個人にあっては、事業主が町内に住民登録を有し、町に納付すべき町民税が発生し、かつ完納していること。ただし、所得要件により町民税が発生しない場合は、課税台帳に課税客体として登録されていることをもってこれに代える。

(5)　事務等を執り行える事務什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札等が表示されていること。

(6)　事務所には、次に掲げるとおり営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐（週7日間のうち、３日間以上または３０時間以上事務所に勤務していることをいう。）をしていること。

ア　配置人員が町外の本店等と兼務になっている場合、社員等の自宅または住居で当該社員以外の事務員がいない場合等不在の状況が頻繁となるものでないこと。

イ　建設工事にあっては、建設業法で定める専任の技術者が常駐をしていること。

ウ　測量・設計にあっては、事務所に営業活動を行い得る常駐職員（責任者において営業活動を行う場合にあっては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐していること。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる業種にあっては、1人以上の技術者が配置されていること。

(7)　常時連絡が取れる体制となっていること。

４　前項に定める要件を満たさない業者については、町外業者として取り扱うものとする。

（実態調査）

第４条　前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うことができるものとする。

２　第1項の実態調査に協力しない業者及び町の指導に従わない業者については、前条第３項の基準を満たしていないものとし、改善、是正等の完了まで原則町外業者として取り扱うものとする。

（その他）

第5条　この基準に定めるものの他必要な事項は、洞爺湖町入札審査委員会において定める。

附 則

この告示は令和７年２月1日から施行し、令和７年度以降に実施する工事及び業務等に適用する。

別記様式（第３条関係）

町内及び準町内業者認定申請書及び承諾書

令和　　　年　　　月　　　日

洞爺湖町長　下　道　英　明　様

　　　　所在地

申請書　商号・名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は洞爺湖町指名競争入札参加者指名に係る町内業者及び準町内業者の認定基準に基づく、

|  |  |
| --- | --- |
| □　町内業者 | □　準町内業者 |

に該当しますので申請します。

なお、審査のため、当該認定基準第３条に規定する認定要件について洞爺湖町が調査することを承諾します。

以下、記入不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 判　定 | | 備　考 |
| 適 | 否 |  |